

カナダにおける多文化主義と
エスニシティ、そして先住民

——先住民の帰属意識の考察——

古 谷 賢 一

Kenichi FURUTANI

Studies in Humanities and Cultures

No. 3

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 3号
2005年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2005

カナダにおける多文化主義とエスニシティ、そして先住民

——先住民の帰属意識の考察——

古 谷 賢 一

要旨 多文化主義国家であるカナダは世界で最も早く多文化主義を法制化した国家である。カナダ政府は歴史的に移民によって構成された民族的多様性をカナダ社会の基本的特徴と見なし、エスニック集団の持つ集団的独自性を維持・発展させることを多文化主義政策の目標としている。しかし、移民とは異なったカテゴリーに分類され、エスニック・マイノリティとして生きる先住民は過酷な歴史を通して、一種独特な地位を占めている。それはカナダを近代産業国家として発展させるために受け入れられた移民とは対照的に、先住民は連邦政府の先住民政策により伝統的文化的基盤をなくし、帰属意識を喪失するに至ったからである。

しかし、現在先住民は先住民としての帰属意識を再確認するために土地返還請求を通してオートノミーを求め、集団的独自性をカナダ社会に訴えている。多文化主義は国家統合理論としてエスニック集団の対等性を保持することを目指しているが、移民とは異なる一種独特のエスニック・マイノリティである先住民にはこの多文化主義はどのような影響をあたえているのだろうか。本稿の目的は近年多文化主義とエスニシティが論じられている中、エスニック・リバイバルをかけて運動を起こしている先住民に焦点を当て、多文化主義と先住民の帰属意識の関連性を考察するところにある。

キーワード：集団的独自性、先住民の帰属意識、オートノミー、主観的民族的共通意識
多文化主義、エスニック集団

1. はじめに

カナダはイギリスの自治領として1867年に独立を果たした。従って、カナダという国家の歴史は他の国家と比べれば比較的浅いと言えるが、この広大な国に存在する民族の歴史は非常に複雑であり、かつ多様性に富んでいる。それはカナダという国がフランス系、イギリス系というヨーロッパ2大民族を始めとし、様々な国からの移民で構成されているからである。

世界で最も早く多文化主義を法制化したカナダ政府は、人種、民族的出自、皮膚の色そして宗教に関するカナダ人の多様性をカナダ社会の基本的な特徴とみなし、多文化的な遺産を維持、向

上させることを多文化主義政策の土台としている。それ故、カナダでは各々のエスニック集団が相互行為的状況下で色彩豊かな文化的共生を維持し、文化の相違を認識して生活している。カナダにおける多文化主義は、イギリス系、フランス系を始めとし、歴史的産物としてカナダという国家を形成していると言える。

しかし、この多文化主義が一つの国家という枠組みの中で、様々なエスニック集団が対等性、所謂「相違の中での平等」を実現するのに完璧な政策であるかという点必ずしもそうとは言えない。カナダに存在する多種多様なエスニック集団の中には経済的不均衡があり、エスニック集団に対する優遇政策が逆にドミナント社会からの批判を生み、そしてマイノリティに対する偏見・差別は現在でも根強いものがあることも否定できないからである。

カナダにおいて出自国の異なる様々なエスニック集団と言うとき、多くは移住地でコミュニティを形成している集団として移民を扱う場合が多いが、ここにもう一つの移民とは異なるカテゴリーのエスニック集団が存在する。それは西欧人がこの北米大陸に到着する遙か以前からこの大地で生活していた先住民¹である。カナダ先住民たちは現在エスニック・マイノリティとしてカナダの社会的・経済的に最下層に位置づけられる集団であり、現在までに至る歴史には残酷なものがある。彼らは高度な文明を持った西欧人に土地を奪われ、裏切られ、差別され、ついには社会システムの変換までをも迫られた。エスニック集団の中でも先住民は一種特別な地位を占めているのである。

本稿ではカナダ連邦政府が究極的には国家統合²という目的で進める多文化主義という国家政策の中で先住民がどのように位置づけられ、歴史的視点を含めて彼らがこの多文化主義に対してどのような態度を取っているのかを述べ、彼らの帰属意識（アイデンティティ）を考察する。筆者が本稿の題に、先住民という話を付け加えたのは今日、多文化主義やエスニシティの復興について論じるとき、移民とは違ったカテゴリーである先住民という存在は無視できないと考えたからである。

2. 多文化主義の生成と先住民

(1) 多文化主義とエスニシティ

近年、カナダやアメリカの多文化主義を論じる際にエスニシティという用語が頻繁に用いられている。そもそもまず、エスニック集団とは民族を含む文化集団一般を指し、英国系移民とは異なる文化・伝統言語を維持してきた非英語系移民を表すものとして1960年代後半頃からアメリカで一般に使われはじめた³。しかし、エスニック集団の概念は15世紀以後の大航海時代におけるヨーロッパ人と有色人との接触が増え、集団間の皮膚の色、宗教的世界観、言語などの遺伝的、文化的相違が注目され、人種・民族的な違いに優劣関係ができると、共通的民族観念が生まれ、奴隷制度やユダヤ人虐殺などを基盤として形成されはじめた。そして北米大陸に19世紀以降大量

の移民が押し寄せると、彼らの民族的独自性を維持した文化的少数集団としてエスニック集団という用語が普及するようになった。つまり、エスニック集団という用語は上位社会から明確に区別された民族的独自性を持った集団として客観的な概念として用いられてきた。そしてそれは冷戦終結後、アフリカの諸国が次々に独立し、民族自決概念が強まると、エスニック集団は同胞として共通の文化や言語を共有する自集団の境界を意識するようになり、主観的アプローチとしてもこのエスニック集団という用語は使われるようになった。従って、エスニシティとは民族性やその集団的独自性の意識のことである。

主にエスニック集団は共通の言語、文化、生活様式、宗教などを媒介に、集団的独自性を各々が認識し合うことでホスト社会から自らを区別する境界を作り、経済的・社会的に不平等な地位に位置づけられている。そして、多文化主義はそのような政治的、経済的、社会的な不平等をなくそうとする国民統合、あるいは社会統合イデオロギーであり、移民大国であるカナダにとっては大きな国家政策でもある。では多くのエスニック集団によって構成された近代産業社会であるカナダにとって多文化主義政策とはどのように生成し、エスニック集団の社会システムにどのような影響を与えているのだろうか。

まず、1763年のフレンチ・インディアン戦争の終結でイギリスがカナダを植民地化し、この大陸の覇権者となったが、当初からフランス系カナダ人と文化的二元性を抱えてカナダの建国に当たらなければならなかった⁴。しかし、ケベックのフランス系カナダ人は圧倒的にフランス語の社会として留まったために、イギリス系・フランス系の二大民族の対等性を容認することが第一歩であり、移民はこの建国の源となった二大民族の文化のいずれか1つに同化すべきということが国家イデオロギーとなった⁵。そして20世紀直前とそれ以降からドイツ、スカンジナビア、ポーランド、イタリア、ウクライナなどのヨーロッパ諸国から大量の移民が到来すると、移民は職業的に隔離され、多くのエスニック・マイノリティが労働者階級の地位に留まることになった。

労働者階級に留まった移民たちはそれぞれ、共通の生活様式や帰属意識を維持するためにコミュニティを形成していった。例えば、ウクライナ人はアルバータ州のエドモントンにカトリック教会とギリシア正教会を設立し、それを拠点として商店や学校を開いてコミュニティを発展させたし、フランス系カナダ人の80%を占めるケベックにおいてもユダヤ人たちは、ユダヤ教を基盤とした伝統的生活様式を維持している⁶。それ以外にもトロントのポルトガル人などが、そしてブリティッシュ・コロンビア州には主に日系を含めたアジア系の移民たちがそれぞれの伝統文化をシンボルとしてコミュニティを築き、生活を営んでいる。

カナダという国家の歴史はイギリス系とフランス系が連邦制という形において国家統合への出発点を共に歩むことから始まり、1869年にカナダ自治領政府は移民誘致策をとって移民たちの力をカナダを近代国家として発展させるために大いに吸収していった。アメリカでは建国当初のイギリス文化優位論（アングロ・コンフォーミティ）の時代から、移民は政治的な意味で強烈なア

アメリカへの愛国心を求められ、アメリカ化（メルティング・ポット）の理念が適用された⁷。カナダではカナダ市民を隣の大国であるアメリカから文化的に隔離しようとしたことがエスニック・コミュニティをより多く存続させる一つの理由となった（倉田：1997、p. 9）。

しかし、カナダの多文化主義が生成された背景に強調しておかなければならないことがある。カナダはアメリカよりも権威主義的であり、人材の補充は階層的移動ではなく移民の受け入れによってなされていた⁸。従って各エスニック集団は社会の階層移動率が低い故に同じ地位に閉じ込められ、経済的・社会的不平等を経験するようになった。そして確固としたエスニックの境界ができ、集団の凝集性が強くなり、エスニック・アイデンティティが形成されていった。カナダは建国がなされてから多くの移民を労働者として受け入れ、色彩豊かな文化的共生を生み出したように見えるが、その色彩は必ずしも鮮やかなものでなく、カナダはエリートと貧困層を明確に区別した社会であった。それが「モザイク」であり、遠くからみる色彩の豊かさは近くで見るとその色彩の豊かさにはモザイクがかかっているのである。ポーターはカナダが移民たちを職業的に隔離したことがカナダのモザイクを生み出したと述べている⁹。

カナダでこの多文化主義が明確な政策目標となったのは第2次世界大戦後の急速な経済成長により産業化の遅れたケベックのナショナリズムの興隆によるものである。1963年連邦政府はカナダの二大建国民族相互の関係を正常化するために二言語・二文化主義政府調査委員会を任命した。するとカナダ西部のウクライナ系を中心にエスニック集団の多文化主義運動が急速に盛り上がり始めた。そして1970年にケベックにおいて10月危機¹⁰が起これば、当時の首相トルドーは1971年カナダの統合理念として多文化主義の導入を議会で宣言し、1988年に多文化主義法を成立させ、世界で初めて多文化主義を法制化した¹¹。ここでトルドーはカナダには公式の言語はあるが、公式の文化は存在しないと明言し、エスニック集団の文化的平等を確認した。更に、階層移動率の低さや、経済的不均衡を是正するために公用語習得の奨励やエスニック集団相互間の交流を促進するなどの具体的な目標を掲げた。つまりトルドーはエスニック集団のアイデンティティの保持を訴えたのである。

従ってカナダに多文化主義が国家統合の政策として採用され、エスニック・マイノリティを含めたカナダ市民に認知され始めたのは第2次世界大戦以降であった。しかし、カナダが建国当初から移民誘致政策をとり、多様なエスニック集団を生み出した結果、カナダという国家が大きな社会変動を目の当たりにし、多文化主義を社会統合理念として採用するのは自然の成り行きだったと言える。

（2）多文化主義と先住民

前述のように歴史的産物として誕生した多文化主義はエスニック・マイノリティに対する政治的補償措置やアフターマティブ・アクションなどを通して機会的平等を与えるといった政策に発

展していったが、オイルショック以後の経済停滞期と重なり、逆に主流社会からの批判を生む結果にもなった。確かに多文化主義政策は多言語文書の印刷、多言語教育、多言語の放送や新聞の発行などに多大な費用を要する。そうするとマジョリティ側は被害者意識を持ち、排他的な運動を強化するのである（関根：2001、p.58）。これが多文化主義の落とし穴といわれているが、様々な移民を搾取して発展させたカナダの多文化主義が生成される過程の中で、大きな社会変貌を迫られ、アイデンティティの崩壊を経験し、それでも集团的独自性を保持しようと戦っている歴史のエスニック・マイノリティが存在している。それは移民たちと異なった歴史を持つ先住民である。ではカナダ先住民たちは多文化主義が生成される過程でどのように認識されたのか。次にカナダ先住民が移民とは異なる特別のカテゴリーとしてのエスニック集団として扱われるに至ったプロセスを考察したい。

2001年の国勢調査によると、現在カナダはおよそ100万人の先住民が存在し、これは1996年と比べると20%増加している¹²。カナダの総人口の約5%を占めるようになったのである。20世紀に入り、多くの研究者が先住民を滅び行く民族であると考えていたが、彼らは滅び行く民族とはならなかった。さらに先住民の平均年齢は23.5歳であり、非先住民の37.7歳と比べると、現在先住民社会は爆発的な人口増加を抱えており、カナダのエスニック集団の中でも際立った特徴を見ている。

カナダ先住民の歴史は残酷で悲しい。ヨーロッパ人が到来する遙か以前から北米大陸で生活していた先住民たちは土地との結びつきを最も重視しており、あらゆる生態系は人間が支配するものでなく、人間と土地そして生きとし生けるものがすべて円状の構造で一体化された世界観を構築し生活しているものとみなしている。しかし、「先住民たちは神をもたない」というヨーロッパ人の概念が、先住民たちから不当に土地を奪い、キリスト教へ改宗させる同化政策、そして社会的・経済的に最下層に生きるエスニック・マイノリティと位置づける結果となった。つまり、カナダ先住民は、移民のように工業化社会のための必要な民族として扱われず、むしろカナダ政府にとって費用のかかるお荷物的存在であった。

まず、カナダ自治領成立後、カナダ政府は西部開拓に向けて先住民から土地を獲得するために条約を結んでいった。1871年から1921年にナンバー条約と言う番号を付された条約が結ばれ、先住民たちは一時金や年金などと引き換えに居留地に押し込まれ、伝統的文化的基盤である土地を奪われた。そして更に先住民たちの子どもを親から隔離し、レジデンシャル・スクール（寄宿学校）で徹底的な同化政策を行った。「野蛮な未開人」という先住民に対する人種観念が強化され、それは偏見・差別を生み出した。「神をもたない先住民は消去されてもよい」というキリスト教的イデオロギーが先住民政策を支配していたのである。

移民たちはカナダの大きな労働力となり、労働者階級としてはあるが、それぞれの文化を基盤として下位社会を形成していき、強い同胞意識が芽生え、境界を作ることで集团的独自性を維

持していった。一方先住民たちは土地を奪われたことにより、伝統的な生活様式を失くしたし、レジデンシャル・スクールにより子どもと引き離されて先住民文化を継承できなくなった。そして、先住民社会は凝集力をなくし、アノミー状態になったのである。文化は自己認識の産物であり、それを失くした先住民たちはアイデンティティの崩壊を経験することになった¹³。

カナダが近代産業都市として発展すると、多くのエスニック集団が都市へ集まるようになった。そして都市から離れた居留地で生活する先住民たちも都市に移住する傾向を見せ始めるようになった。しかし、先住民たちは都市に頼る親族がいるわけでもなく、そして一般市民からの差別もあり、渡り労働者となるしかなかった。カナダにおける都市の先住民の大部分は学歴もなく、社会参加が低調で、失業率も高く、貧困集団を形成するようになった。前述したように移民たちはカナダの労働力の基盤となった。大陸横断鉄道の建設には主にアジアからの中国系の移民が貢献し、西部地域にコミュニティを形成した。しかし、先住民にはそのような労働資本となる機会が提供されていたわけではなかった

確かに先住民は移民とは異なった歴史を持ち、先住民たちはカナダ政府の先住民政策に翻弄されて生きてきた。しかし、第2次世界大戦後、世界で民族興隆が高まると、カナダ先住民たちも自分たちのアイデンティティを再構築しようと様々な運動を起こした。戦後カナダはケベックのフランス系住民の独立運動による二言語・二文化主義政府調査委員会を設立し、より質の高い労働力を求めるためにヴィジブル・マイノリティに対する優遇政策¹⁴を取り、より社会的平等を強調し、1988年多文化主義法を制定した。これはマイノリティに対する雇用促進などに対する連邦政府の責任を明示したものと言える。そして連邦政府は先住民たちをカナダの特別な集団とみなし、明確な立場を示し始めた。

先住民たちは土地と引き換えに年金や居留地の提供を受けることになったことは周知の通りであるが、先住民たちは主にその生活保護を収入源として生活していた。そしてそれが一般市民からの差別や偏見を生むとして、1969年当時のトルドー首相が「インディアン白書」を出し、先住民への連邦政府からのサービスを廃止すると宣言した。これを機に先住民社会は大きな転換期を迎えた。彼らはインディアン白書に対して「シチズン・プラス」という概念を提示し、先住民には一般市民としての権利以上のものがあると訴えた。それ以後先住民は不当に奪われた土地の返還要求を訴え、他のエスニック集団を圧倒するほどその独自性をカナダ社会に訴えたのである。連邦政府も戦後、先住民政策には明確な立場を取り、今まで先住民の権利というもの明確にされなかったことに対して、1982年憲法において、条約上の権利や先住民の定義、先住民代表を含めた年一回の憲法会議開催などの先住民の権利を明文化した¹⁵。

カナダが多文化主義国となるのは、歴史上連邦政府が移民政策に力を入れ、民族の多様性を国家の原動力とした成り行きの結果だと言えるが、先住民たちは破壊的な連邦政府の政策によって移民とは異なった歴史を歩んできた。カナダ、エスニック協会の前会長であるイサジフは、「エ

スニック・マイノリティにとって最も重要なことは2つの社会の中で他者によっていかに認知され、いかに同定されているかということである」¹⁶と述べている。カナダのエスニック集団は、同一の文化を共有しながらカナダの下位社会を形成していき、集団間の境界を作ることによってアイデンティティを保持してきたと言えるが、権力を持った組織体による外部からの影響力は先住民を新しい移住地に赴いてきた移民とは明確に異なるカテゴリーに分類する結果となった。つまり、先住民は多文化主義を構成する独自性を持ったエスニック集団と認識されてこなかったのである。しかし戦後の多文化主義政策はエスニック集団の多様性をカナダ社会の文化的遺産とみなし、経済的、政治的、社会的平等を目標としている。従って、カナダの先住民は1982年憲法で彼らの「権利」というものが認められ、彼らの帰属意識を再構築するための出発点を確認するに至ったと言えだろう。

3. カナダ先住民社会の変貌過程と先住民の帰属意識

(1) 先住民社会の変貌過程

戦後、カナダでケベックのフランス系住民を始め、エスニック集団が各々の集団の独自性を主張し、多文化主義が法制化され、さらに1982年憲法において先住民の地位が明確に特徴づけられると、カナダ先住民は連邦政府の現在までの先住民政策に反旗を翻し、かつての誇り高き戦士たちは、自らをファースト・ネイション（この大地における最初の住民）と称し、彼らの帰属意識を再確認しようと様々な行動にでている。本節においてはまず先住民の帰属意識を考察する上で、歴史的に先住民がどのような過程で顕著に彼らの集団的独自性を主張するに至ったかを見ていきたい。

1867年憲法（英領北アメリカ法）¹⁷において、先住民の管轄は連邦政府に委ねられていた。先住民政策のためカナダ政府はまず、先住民から土地を奪う必要があった。1871年から1921年にナンバー条約という番号を付された条約が結ばれ、先住民たちが伝統的文化と共にしてきた土地の大部分が連邦政府の手に渡ることとなり、先住民たちは政府が恣意的に設定した居留地で連邦政府からのサービスという形で生活保護を受けて生活することになった¹⁸。

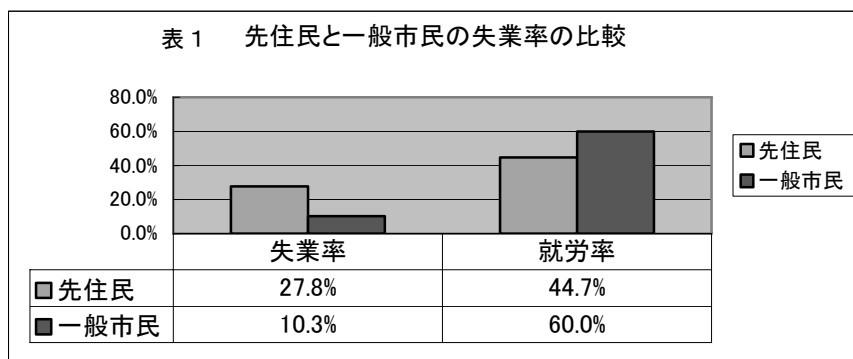
1876年にはカナダ政府はインディアン法を制定した。これにより、政府はインディアン問題・北方開発省を設置し、先住民社会の機能を完全に政府のコントロール下に置いた。インディアン法により、インディアンそのものの定義¹⁹、バンドの資金、部族選挙などを定め、そして伝統あるポトラッチ、パウワウ、サンダンスなどの儀式を禁止した²⁰。つまり、先住民たちは、産業構造の変化に伴って受け入れられた移民とは異なり、連邦政府にとって必要とされる集団ではなく、先住民は排除されるべき集団として扱われてきた。このカナダ自治領が成立してから先住民という集団はこのように連邦政府のコントロールの下でカナダ社会の経済的・社会的最下層に位置づけられ、集団的独自性を失っていったのである。

カナダ政府の先住民政策は、先住民に市民権を与えなかっただけでなく、先住民という存在をカナダ社会から排除するためにレジデンシャル・スクールを設立した。ヨーロッパ人との接触以後、先住民たちを「無知で野蛮な未開人」とする固定観念が広まり、カトリックを始め多くの宣教師が先住民をキリスト教へ改宗させるために北米大陸へ赴いた。やがて教会は政府と合同でレジデンシャル・スクールを運営し、先住民の子どもたちを親から引き離し、ネイティブ・ランゲージを消滅させることで先住民をカナダ社会に同化させようとした。このレジデンシャル・スクールは究極的な同化政策かつ隔離政策であり、先住民の社会システムに大きな打撃を与えた。

先住民の子どもたちが親から引き離されると、先住民社会の基礎単位である連帯感の強い家族が崩壊した。親は子どもがいないことでアルコール中毒になる者が多く、先住民社会独自の伝統文化を引き継ぐことができなくなり、先住民社会の凝集性は一層弱くなった。子どもたちも学校ではネイティブ・ランゲージを禁止されて虐待を受け、心理的に先住民であることに違和感や劣等感を覚えていた。居留地に戻ってもネイティブ・ランゲージを忘れていたため、親とのコミュニケーションが取れなくなり、先住民の子どもたちは文化というものを失った。

文化は自己認識の産物である。先住民たちはこの文化的ジェノサイドにより、ブッシュスキルの伝授、狩猟、干し肉づくり、ポトラッチやサンダンスなどの伝統儀式、そして伝統神話の口承などの独自の伝統文化を伝達できなくなり、先住民としてのアイデンティティを喪失した。現在、先住民の90%がキリスト教を信仰し、若年層の先住民はほとんどネイティブ・ランゲージを話せないのが現状である²¹。

先住民たちは先祖伝来の土地を奪われ、子どもたちと引き離されたことにより、先住民独自の社会的機能が狂い始めた。その結果、先住民社会にはエスニック集団独自の主観的共通意識が希薄化し、歴史スタイルを伴った文化的特徴を共有できなくなった。その結果先住民たちは最も深刻な経済的貧困により様々な社会病的な問題を抱えるようになった。



出典：British Columbia Ministry of Children and Family Development, *The Health & Well-Being of Aboriginal Children & Youth in BC*, 2002.

表1は先住民と一般市民の失業率を比較したものである。先住民社会で失業の高さはアルコール問題や虐待などを引き起こす原因ともなり、深刻な問題である²²。高い失業に派生する先住民社会が抱える問題を挙げれば切りがないが、先住民たちは連邦政府の先住民政策によりゲマインシップの社会性が希薄化したと言える。先住民たちはヨーロッパ人が北米大陸に上陸する以前から、土地と一体化し文明の進化による物質的欲求よりも土地、自然、そして先住民社会の基礎構成単位である濃厚な家族の結びつきを重要視していた。このような先住民の社会生活は急激な早さで変換を求められたことになる²³。カナダが誕生してからわずか約130年程度で先住民たちはこのような大きな社会変動を経験した。先住民たちはこのカナダ社会でエスニック集団を形成するにあたって自己を認識するための歴史的・文化的に集団が共有する表象というものを再確認する必要があった。

(2) エスニック・リバイバル

連邦政府による先住民の管理体制やレジデンシャル・スクールの影響により、先住民社会は伝統的文化的基盤を伴った集団的独自性を失い、そしてアノミー化した状態になった。レジデンシャル・スクールでの教育は子どもたちに徹底的に先住民であることがどれほどの恥と罪を重ねた存在であるかということを説き、子どもたちの自尊心を奪い、先住民の家族の絆を崩壊させた。その結果、多くの先住民が高い失業率を抱えたまま、連邦政府の生活保護だけを頼りに自立性が欠いた社会になった。

しかし、戦後の民族自決運動が高揚する中、先住民たちもついに立ち上がった。先住民たちは連邦政府によりプログラムを押し付けられるのではなく、選択を自分の手で行う自由、そして選択した意思を自分たちで実現させることができるようにオートノミーを求め始めた²⁴。そのために先住民たちがまず必要としていることは、かつて彼らの生活と一体化していた「土地」を連邦政府から取り戻すことであった。現在カナダでは先住民たちによる土地返還請求問題が至るところで起きている。

まず、土地返還請求の際、問題になるのは先住民の土地に対する所有権である。条約にサインした先住民たちは土地に対する権利を放棄したものと見なされた。しかし、先住民には土地に対する所有権という概念がなく、土地は先住民集団共同体そのものであった。ヨーロッパ人と先住民の世界観の違いがこの土地に対する権利をめぐる問題を複雑にしたのである。先住民たちにとって土地は先住民の文化やアイデンティティそのものであるから、カナダのエスニック・マイノリティとして力強く生きていくためには土地は先住民の帰属意識を取り戻すにはどうしても必要であった。ここではブリティッシュ・コロンビア州、ニシェガ族の例を見て先住民たちが土地の返還を求めて、文化とアイデンティティを再認識していることを考察する。

ブリティッシュ・コロンビア州北西部にあるナス川を拠点に生活してきたニシェガ族の土地返

還請求は先住民のエスニック・リバイバルを代表する画期的なものである。ナス川は5種類の鮭が遡上してくることで有名であり、北緯55度という厳しい条件の下ではあるが林業資源が豊富でもあり先住民が古代から生活を共にしてきた土地である。1973年にニシェガ族の連邦政府への土地返還請求に対する判決が出た。この判決の結果、法律上ニシェガ族は土地の所有権を認められず負けたことになったが、7人の判事のうち3人が先住民の土地所有権を認めたのである。3判事を代表したホール判事はニシェガ族はヨーロッパ人入植以前に土地所有権を持ち、この権利はそれ以後も消滅したことはなく現在でもこの先住民土地所有権を主張できると判定したのである²⁵。更に7人の判事のうち6人は先住民の土地所有権は常に英国の慣習法によって承認されてきたことに疑う余地はないと述べた。

この判決により先住民の土地請求問題はカナダの政治舞台に押し出されることとなった。ニシェガ族はブリティッシュ・コロンビア州の州都ビクトリアまでカヌーで抗議に出かけたり、ロンドンの英国政府に請願をしたりした。このような運動が1970年以降連邦政府に対するインパクトとなり、先住民政策を見直す大きな要因になったことは間違いない²⁶。1975年のジェームズ湾協定や1982年憲法に先住民の権利が明文化されたことも先住民たちがオートノミー獲得を目指して自らの問題を自らで解決しようというポジティブな運動の成果であろう。ニシェガ族はその後自治政府を要求し連邦政府と戦い続け、そしてついに1996年、連邦政府とブリティッシュ・コロンビア州政府との間で交渉が合意に達し、ニシェガ族はこれからはインディアン法の適用を受けず、独自の法律を持った第3の政府として始動することで仮調印がなされたのである。ニシェガ族はナス川下流地域192平方kmの土地、森林と地下資源の所有権を獲得し、ナス川の鮭の捕獲量の17%がニシェガ族に割り与えられることになった。そして自治組織として中央政府が設立された。

現在ブリティッシュ・コロンビア州だけで53の先住民のバンド²⁷がオートノミーを獲得するため、連邦政府、州政府と交渉過程のなかにある。ニシェガ訴訟において先住民の権利というのが認められてから、先住民たちは今までの政府の先住民対策に対して積極的に見直しを迫り、ヨーロッパ人が入植する以前から持っている権利というものを取り戻そうとしているのである。つまり、先住民たちが究極的に求めているものは自治政府を持ち、連邦政府と州政府、そして先住民自治政府が横一列の対等な関係を築くことなのである。先住民たちの土地返還請求を通じてオートノミーを獲得しようとする運動は、彼らが単に保護されるエスニック・マイノリティでなくカナダ国家を支えるパートナーたることの決意を表明していると言えるだろう。

このように先住民は歴史的に連邦政府の先住民政策により社会システムの急速な変換を迫られ、アルコール問題などの社会問題により、彼らの帰属意識は袋小路に追い込まれたが、土地の返還を通して先住民たちはカナダ社会で対等なパートナーとなることを目指し、オートノミーを獲得しようとしている運動は、彼らのアイデンティティを再構築し、未来に向けて新たなシナリオを描いていると言えるだろう。

(3) 先住民の帰属意識へのアプローチ

土地返還請求を通してオートノミーを求め、先住民たちは民族的共通意識を回復しつつあるのは前述の通りであるが、現在でも高い失業率や社会問題を抱える先住民社会において、部族社会の成員の先住民が帰属意識を再構築するという事は明確には一体どういうことであろうか。先住民たちは集団的独自性を維持し、ホスト社会との境界を作り凝集性を強めようとしているのか、それとも究極的に独立した政治的境界を隔てたネイション、ナショナルリティを構成しようとしているのであろうか。ここでは最後に、先住民社会の現状を見ながら、本稿の目的である先住民の帰属意識へのアプローチを試みたい。

まず、先住民社会の内部の問題を見てみよう。土地請求問題によって先住民社会は先住民というカテゴリーが、エスニック・マイノリティの中でも独特な存在であるということを示し、連邦政府も先住民の教育や雇用の問題に多くの資金を投入している。それに現在では先住民が独自に運営する学校が急増している²⁸。しかし、依然として先住民の失業率は高く、爆発的な人口増加を抱えながらもアルコール問題や虐待という家族単位の社会問題が存在し、それが先住民社会を担う若年先住民に大きな心理的ダメージを与えている²⁹。若年先住民の自殺率が非先住民の5倍以上あることから、未だ先住民社会には大きな課題があると言える³⁰。どのような原因によってこのような家族単位の社会問題が発生しているのだろうか。

一つの原因として、先住民社会にヒエラルキーが生まれたことが挙げられる。連邦政府の先住民政策により、先住民たちが資本主義経済の中に組み込まれたことによって先住民社会の中に貧富の差が現れたのである。筆者がブリティッシュ・コロンビア州で最大の先住民人口を持つカウチン族が住むダンカンという町を訪れたとき町中の様子を見て先住民社会の貧富の差の存在を強く感じた。家族で楽しそうに買い物をしている家族がいれば路上で酒を飲み奇声を発する先住民もいた。そして政治的な役割をする者と一般の先住民社会の成員とでは生活レベルの格差が歴然としているし、バンドの代表的存在となる者が先住民を取り巻く社会問題に興味を示さず、土地返還や経済的發展といったことにのみ力を注ぐ傾向がある。現在先住民社会の構成員は各バンドの部族政府によって名前を登録されているため、バンドの代表者が構成員を管理しなければならないのである。このヒエラルキーによって部族社会成員共通の主観的信念が生まれず、白人社会の構成原理が先住民社会に根付いたことにもより、先住民社会では集団内相互作用の相関が低いと言える。

もう一つの原因としては、先住民社会の文化的機能が希薄化したことによって先住民の多くがドミナント社会の主流文化との間で帰属意識の板ばさみ状態になっていることである。現在カナダでは2560の居留地が存在しているが、住居にはテレビ、ラジオ、電気、水道が揃っているし、衣食住に関しても一般カナダ人との間に文化的差はない。さら現在ネイティブ・ランゲージを話すことができる先住民は3割にも満たず、文化の中核であるネイティブ・ランゲージが復活する

ことは難しい状況にあり、先住民たちの日常会話は英語あるいはフランス語が主となっている。従って先住民社会には既にドミナント社会の白人文化が浸透しているため、エスニック集団の集団的独自性を象徴できるような伝統文化の保持ができないのである。特に若年先住民たちは白人文化に憧れを抱く者が多く、現在若年先住民人口の約50%が都市に移住している³¹。しかし、多くの先住民が都市に移住するが階級社会で学歴が低く、偏見・差別を受ける先住民たちは最後に住み慣れた故郷に帰る者が多い。つまり先住民たちは先住民であることを提示する独自性を失ってしまったために、帰属意識が2つの文化の間に閉じ込められ、どちらにもつけないといった状態に陥っていると言える。

このように先住民の帰属意識が不安定な状態ではあるが、先住民たちが帰属意識を再確認するための手段を筆者はこうまとめようと思う。第1にニシェガ族のように第3の自治政府のような政治的共同体を獲得することができれば、共通のエスニシティの信念というものを喚起できるだろう。そこでかつての先住民社会のような共同体の強い絆を結ぶことである。しかし、そのためには資金面で共同体をどう維持するかという問題が残る。先住民社会にある社会問題を解決できるほどの資金が必要になるだろう。

第2に政治的共同体だけでは先住民の民族的共通観念が生まれるかどうかは疑わしい。そこでやはり、心理的な共同体観念を呼び起こす必要がある。それは他の集団との文化的差異、言語、宗教などのような文化的特徴である。先住民の言語は永続させるのは難しいかもしれない。しかし、先住民は太古の昔から土地との結びつきを重要視してきた。土地返還請求を通して土地との結びつきをもう一度感じることで集団の組織形態が安定するのではないだろうか。

最後に連邦政府による先住民支援プログラムの活用である。筆者は2003年8月にブリティッシュ・コロンビア州のバンクーバー市内にある先住民施設を3件訪れた。そこで若年先住民について質問したところ、将来就きたい職業は教師とソーシャル・ワーカーという若年先住民が多く、そこに見られるのは自分たちが抱えている社会問題に立ち向おうとする姿勢の現れであった。伝統的文化が希薄化し、ネイティブ・ランゲージが話せなくても先住民であることに変わりはないということであろう。

現在カナダには多くの先住民を支援する施設が建てられている。そこで若年先住民たちは雇用促進プログラムを受けたり、アルコールや虐待の問題についてカウンセリングを受けたりできる。これらの施設は連邦政府と州からの援助で成り立っているが、連邦政府が過去の政策の誤りを認めてきている中、先住民に対する政策は温情主義立場から、相互的協力関係という姿勢になっている。それに先住民施設で様々な業務を担当しているのも先住民である。政府や州、そして先住民社会が協力して実施するプログラムは、問題を抱える先住民家族にとっても、大きな力を貸してくれるだろう。

筆者は爆発的な人口増加を見せている若年先住民がこれからの先住民社会を担う大きな役割を

背負っていると強く感じた。従って先住民社会にある社会問題と正面から立ち向うことがかつての誇り高き戦士たちが蘇る原点となるかもしれない。

4. おわりに—多文化主義は先住民が求める国家原理となるか—

カナダにおける多文化主義はフランス系を始め、集团的独自性を保持するエスニック集団の多様性をカナダ社会の特徴とみなし、民族的差別を排除し様々なエスニック集団が対等性を認識しあう社会を築く目的で法制化された。この多文化主義はカナダの産業発展の労働力となった移民や、残酷な歴史を耐え忍んだ先住民たちによってできた歴史的文化的産物である。先住民は1982年憲法において今まで認識されてこなかった権利というものを明文化され、カナダを構成するエスニック集団の中でも特別的存在であるということを外的に認知されるようになった。しかし、多文化主義は政治的政策においてあくまでも国家統合理論である。

先住民は土地返還請求を通してオートノミーの獲得を目指し、政治的境界を作ろうとしている³²。それは歴史的にカナダの先住民政策が先住民を国家から排除しようというメカニズムを備えていたことに対する大きな反動であり、西欧諸国型の構成原理が先住民たちの要求や独自性を十分に取り込めてこなかった結果でもある。多文化主義はカナダに存在するエスニック集団の機会的、結果的平等を目指しているが、先住民社会は政治的レベルで部族政府が連邦政府そして州政府との対等な関係を持つことを求めている。従って多文化主義と先住民の間には大きなジレンマが存在している。

現在先住民は様々な社会問題を抱えながらも、カナダという国家を形成する独自のエスニック集団の一つであるという主観的集团的信念を形成しつつある。それが歴史的に帰属意識までも喪失させられた先住民社会の復活劇でもある。そのため、先住民たちは多文化主義を尊重しつつも政治的レベルでの対等性を求めていると言える。今後、カナダ社会は先住民問題を扱うにあたって国家の構成原理そのものを多様化・多元化する必要に迫られるだろう。

注

- 1 カナダにおいて先住民とはインディアン、メティス、イヌイトをいう（1982年憲法、第35条）。
- 2 統合という、同化政策のニュアンスがあるが、ここでは多文化主義政策を進める上での社会統合イデオロギーを意味している。
- 3 関根政美著『多文化主義の到来』朝日選書、2000年、p. 27.
- 4 イギリスはこの大陸の覇権者となったものの、隣国にアメリカ合衆国の存在があったため、フランス系カナダ人の存在を認めざるをえなかった。カナダは運命的に文化多元的国家への第一歩を歩むことになった。
- 5 綾部恒雄編『カナダ民族文化の研究』刀水書房、1998年、p. 173.
- 6 綾部恒雄編、前掲書、pp. 97-135.
- 7 初瀬龍平編、今田克治著『エスニシティと多文化主義』同文館、2003年、p. 154.

- 8 倉田和四生著『北米都市におけるエスニック・マイノリティー多民族社会の構造と変動―』ミネルヴァ書房、1997年、p. 11.
- 9 John Porter, *The Vertical Mosaic*, 1965, pp. 68-73.
- 10 1970年4月の州選挙で分離独立派のケベック党が伸び悩みと仏系過激派集団「ケベック解放戦線」(FLQ)がモントリオールで爆弾テロ活動などの実力行使に出た。当時首相であったトルドーの戦時措置法の発動により幕を閉じた。
- 11 日本カナダ学会編『史料が語るカナダ』有斐閣、2000年、p. 256.
- 12 Statistics Canada, *2001 Census: Analysis Series Aboriginal People Canada, A Demographic Profile, 2001*.
- 13 Wsevolod W. Isajiw, *Ethnic Identity Retention*, Toronto, 1981.
- 14 1961年移民法を改正し、単独移民に関して人種・民族による差別を撤廃した。
- 15 加藤普章著『多元国家カナダの実験』未来社、1990年、p. 145.
- 16 青柳まちこ編、ゼボルド・W・イサジフ著、『エスニックとは何か―さまざまなエスニシティ定義―』新泉社、2003年、p. 93.
- 17 1867年憲法においてはイギリスの議会在憲法改正権を保有していたため、1982年憲法が誕生するまで、カナダは正式な独立国ではなかった。
- 18 条約といっても当時先住民に英語の読書きの能力は皆無であり、連邦政府の条約は書類に簡単なサインをつけるだけの、不当な条約であった。
- 19 カナダの先住民という場合、政府の名簿に登録されている認定インディアンと非認定インディアンとに別れる。前者は先住民と定義されているが、後者は一般市民となる。
- 20 その他に先住民を同化するため、公権付与を定め、一般市民に与えられている選挙権などを先住民の地位を放棄する者に与えていた。
- 21 Wilson Duff, *The Indian History of British Columbia*, 1997, p.80.
- 22 Suzanne Fournier, et al., *Stolen From Our Embrace*, 1997, p.174.
- 23 新保満著『カナダの素顔』岩波新書、1981年、pp. 97-126.
- 24 新保満著『オートノミーと社会的経済的發展』東京教育大学文学部社会学教室最終論文集、1977年、p. 71.
- 25 西川長夫編、トーマス・バージャー著、『多文化主義・多言語主義の現在』人文書院、2000年、p. 138.
- 26 このニシエガ訴訟により、1973年8月に連邦政府はこれまで条約が結ばれていない地域での先住民族の土地所有権の問題を解決するつもりがあると表明した。
- 27 バンド(band)とは一つの村落を形成する基礎集団のことを言う。その基礎集団がいくつか集まってトライブ(tribe)となる。現在、バンドという言葉が法的に先住民行政で使われる単位になっている。
- 28 Indian and Northern Development Affair, *Basic Department Data*, 2002, p.55.
- 29 Royal Commission of Aboriginal People, *Choosing Life: Special Report on Suicide Among Aboriginal People*, 1995, pp. 28-31.
- 30 Health Canada, *Suicide in Canada*, 1994, p16.
- 31 青柳清隆他編、スチュアート・ヘンリ著『先住民と都市―都市のインディアン―』青木書店1999年、pp. 163-179.
- 32 ニシエガ族の自治政府の他、1999年にはイヌイト人口が80%を占めるヌナブット準州が誕生した。

参考文献

- 1) 青柳清孝・松山利夫編『先住民と都市』青木書店、1999年。
- 2) 青柳まちこ編・監訳『エスニックとは何か』新泉社、2003年。

- 3) Augie Fleras, et al., *Unequal Relations*, Pearson Education Canada, 2003.
- 4) 綾部恒雄編『カナダ民族文化の研究－多文化主義とエスニシティ－』刀水書房、1998年。
- 5) Department of Indian and Northern Development, *Basic Departmental Data 2002*, March 2003.
- 6) Edward J. Hedin, *Applied Anthropology in Canada: Understanding Aboriginal Issues*, University of Toronto Press, 2000.
- 7) Health Canada, *Suicide in Canada: Update of the Report of the Task Force on Suicide in Canada*, 1994.
- 8) 初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』同文館、2003年。
- 9) James S. Frideres, et al., *Aboriginal People in Canada*, Pearson Education Canada Inc, 2001.
- 10) John Porter, *The Vertical Mosaic*, University of Toronto Press, 1965.
- 11) 加藤普章著「カナダ先住民の自治政府理論－なぜ自治政府の要求か－」『大阪経大論集 第86巻』大阪経大学会、1988年。
- 12) 加藤普章著『カナダ多元国家の実験－連邦主義・先住民・憲法改正－』未来社、1990年。
- 13) 木村和夫編『カナダ史』出川出版社、1999年。
- 14) 倉田和四生著『北米都市におけるエスニック・マイノリティー多民族社会の構造と変動－』ミネルヴァ書房、1997年。
- 15) 日本カナダ学会編『史料が語るカナダ』有斐閣、2000年。
- 16) 西川長夫編『多文化主義・多言語主義の現在』人文書院、2000年。
- 17) 関根政美著『エスニシティの政治社会学』名古屋大学出版社、2002年。
- 18) 関根政美著『多文化主義の到来』朝日選書、2000年。
- 19) 新保満著『カナダの素顔』岩波新書、1981年。
- 20) 新保満著『オートノミーと社会的経済的発展』東京教育大学文学部社会学教室最終論文集、1977年。
- 21) Tom Flanagan, *First Nations?*, McGill-Queen's University Press, 2000.
- 22) Wilson Duff, *The Indian History of British Columbia: The Impact of The White Man*, University of British Columbia Press, 1997.